



目 次

告 示	ページ
○大規模小売店舗に関する変更の届出（経営支援課）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（3件）（治山林道課）	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（2件）（漁業管理課）	2
○道路の区域変更（道路課）	2
○都市計画事業の認可（公園下水道課）	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（ 〃 ）	3
◎告示（高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定）の一部改正（会計管理課）	3
落札公告	
○落札者等の公告（警察本部装備施設課）	3

告 示

高知県告示第34号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成31年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社ウイル 代表取締役 中村 彰宏
- (2) 届出者の住所
高知市中久万238番地4
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
高知蔦屋書店

高知市南御座6番地10ほか

(4) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社ウイル	代表取締役 中村 彰 宏	高知市中久万 238番地4

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社高知蔦屋書店	代表取締役 前田 竜 二	高知市中久万 238番地4
株式会社ひがき	代表取締役 宮地 孝 輔	高知市南久保5 番43号
株式会社キャメル珈琲	代表取締役 尾田 信 夫	東京都世田谷区 代田二丁目31- 8
有限会社廣末ビル	代表取締役 廣末 忠 彦	高知市帯屋町一 丁目14番1号
株式会社お世話や	代表取締役 牛場 清	東京都世田谷区 代々木四丁目9 -5 グランエ クレール参宮橋
有限会社 安藤花店	代表取締役 清家 俊 一	広島県広島市中 区弥生町5-8

(5) 変更年月日

平成30年12月3日

(6) 変更理由

小売業者の入店のため

2 届出年月日

平成30年12月25日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第35号

平成30年9月高知県告示第747号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を室戸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所

住所なし

イ 氏名

安芸郡吉良川町西ノ川部落

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年10月農林水産省告示第1651号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第36号

平成30年9月高知県告示第749号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を大豊町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所

南国市大桶甲790番地14

イ 氏名

朝比奈 知佐子

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年1月農林水産省告示第49号
- (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第37号

平成30年9月高知県告示第750号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を室戸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
 - (1) ア 登記簿記載の住所
高知市塚ノ原195番地14
イ 氏名
陸奥 宗材
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年1月農林水産省告示第50号
 - (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第38号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成31年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名
南国市 楠 瀬 透
" 溝 淵 正 喜
" 山 本 寿 一
 - (2) 加入区の名称
浜改田加入区
 - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

- 浜改田漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間
平成31年1月18日から同年2月1日まで
 - (2) 縦覧場所
浜改田漁業協同組合

高知県告示第39号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成31年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名
土佐清水市 横 山 俊 一
" 宮 崎 時 造
" 岡 野 正
 - (2) 加入区の名称
布加入区
 - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間
平成31年1月18日から同年2月1日まで
 - (2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合支所

高知県告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成31年1月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 西土佐松野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐大宮	前	4.8 }	333

字中堀田1684番1から		13.5	
四万十市西土佐大宮	後	6.6	330
字大平1674番1まで		}	

高知県告示第41号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成31年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
四万十市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中村都市計画下水道事業（中村公共下水道）
- 3 事業施行期間
平成30年12月27日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
四万十市中村大橋通七丁目、中村桜町及び中村百笑町並びに右山字明治及び字大割地内
 - (2) 使用の部分
四万十市中村丸の内、中村上小姓町、中村小姓町、中村百笑町、中村山手通、中村桜町、中村愛宕町、中村天神橋、中村栄町、中村東下町、中村本町一丁目、中村本町二丁目、中村本町三丁目、中村本町四丁目、中村本町五丁目、中村京町一丁目、中村京町二丁目、中村京町三丁目、中村京町四丁目、中村京町五丁目、中村新町一丁目、中村新町二丁目、中村新町三丁目、中村新町四丁目、中村新町五丁目、中村於東町、中村東町一丁目、中村東町二丁目、中村東町三丁目、中村一条通一丁目、中村一条通二丁目、中村一条通三丁目、中村一条通四丁目、中村一条通五丁目、中村大橋通一丁目、中村大橋通二丁目、中村大橋通三丁目、中村大橋通四丁目、中村大橋通五丁目、中村大橋通六丁目、中村築地、中村大橋通七丁目、中村四万十町、中村岩崎町、中村弥生町、中村羽生小路、右山元町一丁目、右山元町二丁目、右山元町三丁目、右山五月町、右山天神町、駅前町、不破上町、中村字吹越、字三反地、字扇丁、字坂ノ下山、字桐ノ木山、字松本山、字奥御前山、字観音山、字土居式、字土居山、字大谷山、字北奥澤、字妙因寺山、字西ノ奥澤、字正持院山、字岩崎、字石神本、字大杉谷山、字岩崎山、字大杉東畝、字中畝、字中ヒノ木ダバ、字桧駄場、字南桧ダバ、字三段山、字土生山、字青木森、字茶畑、字中山及び字蓮池山、不破字中山、字甲田山、字坂折、字坂折山、字南中山、字谷田山、字谷田、字杉

谷、字新田、字谷田口及び字五代割、右山字長池、字櫻内、字南中山、字ツエ谷、字ツエカ谷山、字大谷、字中山、字明治及び字大割並びに角崎字中山、字頓喜庵、字畑ノ下、字踊場ノ沖、字山本屋敷、字葛城山、字フロノダン、字門屋敷、字西屋敷、字小舟堀、字後田、字橋ノ舟、字小路口、字魚釣場及び字東屋敷地内の一部

高知県告示第42号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成31年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
安芸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和57年1月高知県告示第8号安芸都市計画下水道事業（安芸市公共下水道）
- 3 事業施行期間
昭和57年1月12日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

高知県告示第43号

平成4年4月高知県告示第208号（高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定）の一部を次のように改正し、平成31年1月21日から施行する。

平成31年1月18日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中

「	高知県中央児童相談所	”	”
	高知県教育センター	”	”
	大津支店	を	
	”	」	
「	高知県中央児童相談所	”	”
	高知県教育センター	”	”
	朝倉南支店	に改める。	
	大津支店	」	

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成31年1月18日

高知県警察本部長 宇田川 佳宏

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
交通規制管理システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県警察本部警務部装備施設課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 3 落札者を決定した日
平成30年12月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
アトムクス株式会社 東京都板橋区舟渡三丁目9番6号
- 5 落札金額
月額 613,440円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成30年11月16日